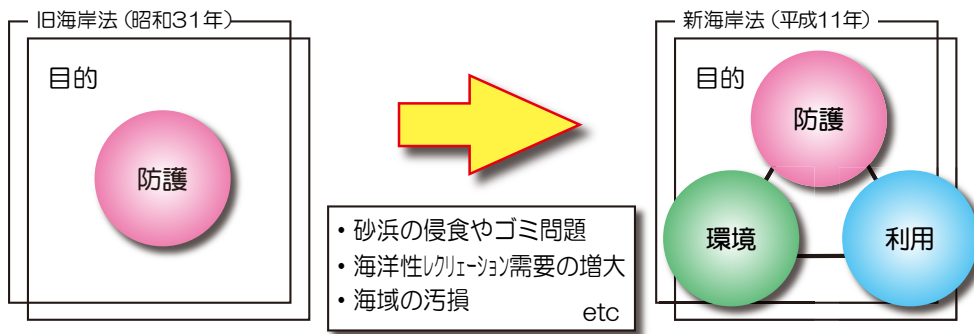




## 海岸保全基本計画

我が国の国土の約70%は山林が占め、残りの約30%の内、約10%の洪水等が予想される地域に人口の約50%、資産の約75%が集中しています。そのため、現在までは洪水や激浪などの異常な天然現象から人命や財産を守る（防護）ための社会資本整備を第一に進めてきました。しかし、近年の環境問題やレクリエーションの需要増大により、環境や利用の面にも対応した社会資本整備が重要な課題となっています。

そのため、宮崎県では、国の方針に基づき、環境や利用を考慮し、地域に即した「海岸保全基本計画」を平成15年3月に策定しました。



### 計画変更について

また、東日本大震災を教訓とした「レベル1津波対策」及び平成26年の海岸法一部改正による「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を計画に位置づけるため、平成27年3月に海岸保全基本計画の変更を行いました。

### 海岸保全基本計画の策定のながれ

計画変更に当たっては、学識経験者等からなる「宮崎県海岸保全基本計画学識者懇談会」を開催するとともに、県民等からのパブリックコメントを実施するなど広く意見聴取を行い、その内容を踏まえ計画を変更しました。

